

消防法令違反対象物の公表制度が始まります

違反対象物公表制度とは？

建物を利用しようとする方が、自らその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるように消防署が把握した【**重大な消防法令違反**】を公表する制度です。

公表制度の対象となる建物は？

劇場、飲食店、物品販売店、旅館、ホテルなど、不特定多数の方が利用する建物を対象としています。

公表制度の対象となる違反内容は？

消防法令により建物に設置が義務付けられている「屋内消火栓設備」「スプリンクラー設備」「自動火災報知設備」が設置されていないもの、又は設置されている場合に主たる機能が喪失しているものが対象となります。

公表

違反対象物情報は、東山梨行政事務組合東山梨消防本部のホームページで令和2年4月1日から公表します。

公表の内容は？

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反内容 ④その他消防長が必要と認める事項



全ての飲食店などに消火器の設置が義務化

改正の概要

平成28年12月22日に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災を踏まえて、消防法施行令が改正され、小規模な飲食店などにも令和元年10月1日から消火器を設置することが義務付けられました。

対象は？

延べ面積150㎡未満で、コンロなどの火を使用する設備又は器具（IHは除く）を設けた飲食店などが対象です。

消火器の設置が免除となる場合

- ・調理油過熱防止装置
- ・自動消火装置（火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの）
- ・その他の危険な状態の発生の防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（例：圧力感知安全装置）

消火器の点検および報告

設置した消火器は、消防法令に基づく6ヶ月ごとの「点検」と、その結果を1年に1回消防署へ「報告」する必要があります。

また、消火器は「業務用」と表示されたものを設置する必要があります。

